

介護保険制度の改正について

＜令和 3 年度改正の主な内容＞

1 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害が発生しても業務継続できるよう計画の策定や訓練の実施を義務付けなど R3.4 施行

2 地域包括ケアシステムの推進

- 介護に直接携わる職員への認知症介護基礎研修受講を義務付けなど R3.4 施行

3 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ケアの質の向上の推進や寝たきり防止等の観点から、科学的介護推進体制加算や自立支援促進加算を新設など R3.4 施行

4 介護人材の確保・介護現場の革新

- 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和など R3.4 施行
 【例】特養(従来型)利用者数 61 人～80 人：3 人以上→2.4 人以上

5 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など、介護事業者の経営をめぐる状況等を踏まえて介護報酬を改定 改定率：+0.70% R3.4 施行
 ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和 3 年 9 月末まで)

- 介護保険施設の一部利用者の補足給付を減額 R3.8 施行

【例】月額 2.2 万円の本人負担の増（特養・多床室の場合）

- ショートステイの食費について被保護者等以外の補足給付を減額 R3.8 施行
 （月額 210～650 円の本人負担の増）

- 補足給付の預貯金などの資産要件の見直し R3.8 施行

- 高額療養費にあわせ、所得の高い方の高額介護サービス費を減額 R3.8 施行

所得層区分	自己負担限度額
課税所得 690 万円以上等	⑧ 140,100 円
課税所得 380 万円以上等	⑧ 93,000 円
課税所得 145 万円以上等	44,400 円